

神戸市失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱

令和5年4月19日福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、意思疎通を図ることが困難な失語症者に失語症者向け意思疎通支援者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣して、外出の同行、公共交通機関利用時の援助及び当事者会でのコミュニケーションの援助を行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を兵庫県と協調して実施する。

- (1)利用者等（第7条第2項の規定により市長が登録した者をいう。以下同じ。）の登録に関する業務
- (2)意思疎通支援者（第9条第1項の規定により市長が登録した者をいう。以下同じ。）の登録に関する業務
- (3)意思疎通支援者の派遣に関する業務
- (4)前号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (5)前各号のほか、本事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体等)

第3条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、事業の効率的運営及び失語症者等の便宜を図るため市長が適当と認めた団体等（以下「団体等」という。）に全部又は一部の業務を委託することができる。

(派遣対象者)

第4条 本事業の派遣対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする（以下「失語症者」という。）。

- (1)現に市内に居住する失語症者
- (2)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

(派遣の内容等)

第5条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、失語症者の日常生活及び社会生活を

営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）であるとき。
- (2) 宗教団体の活動のうち、会員等を対象とした宗教的な事業、集会等であるとき。
- (3) 企業の営利活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）であるとき。
- (4) 通勤、通学等の定期的かつ長期にわたる活動であるとき。
- (5) 意思疎通支援者自身の運転による移動介助であるとき。
- (6) その他社会通念上派遣することが好ましくないと思われる活動であるとき。

（派遣の区域）

第6条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、神戸市内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を神戸市外に派遣することができるものとする。

（利用登録）

第7条 本事業により意思疎通支援者の派遣を受けようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる利用者の区分に定める利用登録の申請を市長に行わなければならない。

- (1) 失語症者：失語症者登録申請書（様式第1号）
 - (2) 当事者会である失語症友の会等団体（以下「友の会等」という。）：失語症友の会等団体向け登録申請書（様式第1号-2）
- 2 市長は、前項の各申請があったときは、内容を審査のうえ速やかに登録の手続きを行う。
 - 3 市長に利用登録の申請をした者（以下「利用者等」という。）は、申請した登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書（様式第2号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
 - 4 利用者等が市外へ転居等の理由により登録を抹消する事由が生じたときは、登録抹消届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
 - 5 市長は、利用者等の登録、登録事項の変更及び登録を抹消したときは、その旨を県に報告する。

（利用者等の費用負担）

第8条 意思疎通支援者の派遣に要する利用者等の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は利用者等が負担するものとする。

（意思疎通支援者の登録）

第9条 市長は、次に掲げる者であって、兵庫県失語症者向け意思疎通支援者登録申請書（様式第4号）を提出したものを、意思疎通支援者として登録する。

- (1) 兵庫県が実施する失語症者向け意思疎通支援者養成講習会を修了した者
- (2) 兵庫県以外の自治体で実施する失語症者向け意思疎通支援者養成講習会を修了した者であって、市長が認めたもの
- 2 市長は、登録した意思疎通支援者に対し、失語症者向け意思疎通支援者証を交付する。
- 3 意思疎通支援者は、登録事項に変更が生じたときは、様式第2号により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者の登録を抹消することができる。
 - (1) 意思疎通支援者から様式第3号の提出があったとき。
 - (2) 意思疎通支援者として社会通念上不適切な行為が認められたとき。
- 5 前項の規定により意思疎通支援者の登録を抹消された者は、直ちに、失語症者向け意思疎通支援者証を返納しなければならない。
- 6 市長は、意思疎通支援者の登録、登録事項の変更及び登録を抹消したときは、その旨を県に報告する。

(意思疎通支援者の遵守事項)

第10条 意思疎通支援者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援中は、市長が交付する失語症者向け意思疎通支援者証を常に携帯すること。
- (2) 失語症者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を保持し、信条等によって差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 意思疎通支援技術の向上のための自己研鑽に励むとともに、失語症者の理解促進、福祉の向上等に努めること。
- (4) その職務に関し、失語症者及びその親族等、あるいは友の会等から金品等を受け取ってはならないこと。

(派遣の申請及び決定)

第11条 利用者等が派遣を依頼する場合は、次の各号に掲げる利用者の区分に定める派遣の申請を、派遣を希望する日の概ね3週間前までに、市長に行わなければならない。

- (1) 失語症者：失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書（様式第5号）
- (2) 友の会等：失語症友の会等団体向け意思疎通支援者派遣申請書（様式第5号-2）
- 2 市長は、前項の各申請があったときは、内容を審査の上、派遣の可否を決定し、失語症者向け意思疎通支援者派遣決定通知書（様式第6号）により、利用者等へ通知する。また、失語症者向け意思疎通支援依頼書（様式第7号）により、派遣を依頼する意思疎通支援者へ通知する。
- 3 市長は、派遣に当たっては、利用者等及び意思疎通支援者の心身等の状況を十分考慮した上で、意思疎通支援者を選定する。

4 派遣を依頼された意思疎通支援者は、万が一支援が困難になった場合には、早急に市長へ申し出るものとする。

(派遣の中止)

第 12 条 市長は、利用者等から申し出があった場合には、派遣を中止することができる。また、意思疎通支援者の派遣に際し、次の各号に該当する場合は、利用者等からの申出の有無にかかわらず、派遣を中止することができる。

- (1) 利用者等が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたとき。
- (2) 派遣される意思疎通支援者に危害が及ぶ可能性がある判断されるとき。
- (3) 台風等により公共交通機関の機能が停止し、意思疎通支援者の派遣が困難と判断されるとき。

(意思疎通支援者の業務)

第 13 条 派遣時間は、原則として午前 8 時から午後 8 時までとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合はその限りではない。

- 2 意思疎通支援者は、業務中は業務に専念するとともに、報告すべき事項が生じたときは速やかに市長に報告する。
- 3 意思疎通支援者は、業務終了後速やかに、派遣業務実施報告書（様式第 8 号）を市長に提出する。

(意思疎通支援者の報酬等)

第 14 条 市長は、様式第 8 号により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

- 2 市長は、意思疎通支援者から様式第 8 号を受領後、60 日以内に意思疎通支援者へ報酬を支給する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 14 条関係）

項目	基準		金額
報酬	申請者との集合時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。 派遣時間は午前 8 時から午後 8 時までとする。	1 時間まで	<u>1,700 円</u>
		1 時間を超えた場合、 30 分毎	<u>850 円</u>
手当	業務の時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。		先にかかる時間の報酬総額に 100 分の 25 を乗じた額 (10 円未満端数切上げ)
交通費	自宅から業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1km につき 25 円とする。
	やむを得ない理由があり、利用が認められた場合		タクシー利用